

第 2 表

債 務 負 担 行 為

事 項	期 間	限 度 額
ふるさと納税返礼品贈呈事業	令 和 6 年 度	千円 9,000
県立ミュージアム等 清掃業務委託事業	令 和 6 年 度	9,300
オープンデータ推進事業	令 和 6 年 度 か ら 令 和 11 年 度 まで	7,200
本庁舎清掃業務委託事業	令 和 6 年 度	42,964
本庁舎警備業務委託事業	令 和 6 年 度	39,606
図書館・文書館業 清掃業務委託事業	令 和 6 年 度	18,284
図書館・文書館業 警備業務委託事業	令 和 6 年 度	8,105
自動車税（種別割） 納税通知書等印刷事業	令 和 6 年 度	18,723
全国情報発信推進事業	令 和 6 年 度	15,000
県政広報推進事業	令 和 6 年 度	154,232

環境保健研究センター E S C O 事業	令和6年度から 令和15年度まで	38,860
地域連携精神医学寄附講座 設置事業	令和6年度から 令和9年度まで	112,000
一般向け夜間救急電話相談事業	令和6年度から 令和8年度まで	22,500
小児向け夜間救急電話相談事業	令和6年度から 令和8年度まで	30,600
次期広域災害・救急・周産期医療 情報システム開発・運用事業	令和6年度から 令和11年度まで	331,256
病床機能分化連携基盤整備事業	令和6年度から 令和7年度まで	244,000
再就職促進訓練事業	令和6年度から 令和7年度まで	72,713
障害者職業能力開発事業	令和6年度	220
職業訓練充実経費	令和6年度	528
香川県栗島海洋記念公園 施設整備事業	令和6年度から 令和9年度まで	300,300
道路維持修繕事業	令和6年度	710,000
河川海岸維持修繕事業	令和6年度	100,000
砂防維持修繕事業	令和6年度	40,000

ダムメンテナンス事業 (粟井ダム)	令和6年度	150,000
高松港維持管理事業 (港湾施設維持修繕工事)	令和6年度	20,000
高松港コンテナターミナル等 警備業務委託事業	令和6年度	28,500
港湾維持修繕事業	令和6年度	25,000
サンポート高松地区 都市再生整備事業	令和6年度	558,400
既設公営住宅改善事業	令和6年度	612,523
警察本部庁舎清掃委託費	令和6年度	8,899
警察施設維持管理事業 (警察施設電気代)	令和6年度	261,047
運転者管理システム改修事業	令和6年度	175,807
運転者管理システム運用事業	令和6年度から 令和12年度まで	636,931
IC運転免許証作成機器整備事業 (善通寺運転免許更新センター)	令和6年度から 令和12年度まで	26,758
放置駐車違反車両確認業務 委託事業(高松地区)	令和6年度から 令和8年度まで	69,000
放置駐車違反車両確認業務 委託事業(中讃地区)	令和6年度から 令和8年度まで	41,190

老朽校舎等改築事業	令和6年度	1,418,899
特別支援学校教室不足解消事業	令和6年度から 令和10年度まで	230,340
県立丸亀競技場 施設整備・改修事業	令和6年度	89,059
図書館情報システム運営事業	令和6年度から 令和11年度まで	204,136
屋島少年自然の家 清掃業務委託事業	令和6年度	8,715
香川県立アリーナ備品整備事業	令和6年度	592,000
電子契約システム運用事業	令和6年度から 令和9年度まで	5,940
本会議等中継発信事業	令和6年度	369
香川県議会ペーパーレス会議 システム運用事業	令和6年度から 令和9年度まで	27,725
香川県信用保証協会 に対する損失補償	令和5年度から 令和22年度まで	香川県信用保証協会が令和5年度においてフロンティア融資に係る県内中小企業者の債務の保証を行ったことによって生じた代位弁済額から、中小企業信用保険法第5条の規定により支払いを受けた保険金を控除した額に相当する額

<p>香川県信用保証協会 に対する損失補償</p>	<p>令和5年度 令和22年度 から</p>	<p>香川県信用保証協会が令和5年度において中小企業再生支援融資に係る県内中小企業者の債務の保証を行ったことによって生じた代位弁済額から、中小企業信用保険法第5条の規定により支払いを受けた保険金を控除した額のうち、取扱金融機関と香川県信用保証協会が補填した残額に相当する額</p>
<p>公益財団法人香川県農地機構 に対する損失補償</p>	<p>令和5年度 令和15年度 から</p>	<p>令和5年度において、公益社団法人全国農地保有合理化協会が公益財団法人香川県農地機構に対して農業経営基盤強化促進法に定められた農地売買等事業に係る農用地等の買入資金及び農地中間管理事業の推進に関する法律に定められた農地中間管理権を有する農用地等の利用条件の改善を図るための業務に要する経費として5,000万円の範囲内で無利子融資する額について、償還期限（機構が期限の利益を喪失した場合には期限の利益の喪失日）後、あるいは機構が破産、民事再生、その他これに類似する法的整理手続開始の申立てを受けた後、機構の保有資産の処分等による弁済を行う等してもなお未弁済額が残存する場合を弁済不能となり損失が発生したものとし、かかる未弁済額と延滞金及び違約金の合計額</p>